

令和5年第4回大台町議会定例会

提出追加議案概要

(12月11日提出分)



令和5年12月

議案第 9 3 号 大台町手数料条例の一部改正について

【改正理由】

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正され、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務及びその発行手数料についての規定の追加及び電子化された届書等情報の内容の証明書の交付や閲覧にかかる事務の規定の追加などの改正が行われたため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

新たな事務及び手数料の規定を追加

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求又は発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件につき 400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求又は発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件につき 700円

事務の規定を追加（下線部）

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは同法第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧

【施行期日】

令和 6 年 3 月 1 日